

## 7 作物共通的取組(資材費等の低減)

資材等を購入する際の考え方

資材を購入する際には、複数の業者から見積もりをとり、価格やサービス等を比較した上で選択することが必要である。

また、大口割引や事前注文割引など特別な割引を利用できないかどうか情報収集することも重要である。

### 肥料費

安価な肥料を探すこと

海外で製造した輸入高度化成肥料や単肥を混ぜ合わせたBB(バルク・ブレンド)肥料など、安価な肥料で使えるものがないか調べることがまずは重要である。

加えて、高度化成肥料ではなく、より安価な単肥を購入し自家配合をすることも検討する。これによって土壌分析に基づくきめ細やかな施肥が容易になる。

割引制度等の活用

大規模な生産者や集落営農組織の場合は、肥料の受入施設を整備し、フレコンによる受入やメーカーからの大量一括購入(大口割引)による肥料の購入価格の低減が可能となる。

また、その際、トラックの港湾からの満車直行価格の活用や自ら工場等に取りに行くことも検討をする。

肥効調節型肥料の利用

肥効調節型肥料を利用することで施肥回数や施肥量が減少し、施肥の効率化や省力化が図られ、トータルとしてコストの縮減が図られる可能性がある。導入に当たっては、施肥量や労働時間の削減などトータルコストの低減効果を確認することが必要である。

#### 事例1：肥料のフレコン等による大量一括購入

肥料の20kg袋から1トン単位等のフレコンに切り替えることや大量一括購入(大口割引)により、肥料の購入価格は安くなる。



肥料(尿素1t当たり)の購入価格		
	(円/t)	割合(%)
20kg袋	52,920	(100)
バラ輸送	47,100	(88)
フレコン輸送	48,300	(91)

#### 取組の成果

北海道のある集落営農推進地区では、肥料のフレコンによる受入施設を整備し、19年産で利用する肥料を通常価格の約1割安で購入。また、集落内で銘柄を統一したことや適正施肥に努めた結果、フレコン受入施設の償却費等を除いても10a当たり米生産における肥料費で約2割低減見込み。

#### 普及に当たっての留意事項

フレコンによる大量一括受入を行うためには、上記の通り受入施設(建物、フォークリフト等)が必要であり、20ha以上の作付規模が必要。

## 農薬費

### 比較的安価な農薬の使用

大型包装農薬や軽量化除草剤(有効成分の量は従来と同じであるが、有効成分を拡散させる技術を利用し増量材を減らした除草剤)、特許切れ(ジェネリック)農薬等の安価な農薬が使用できるものについては、こうしたものの選択に努める。

### 防除の統一、大口割引等の利用

都道府県の「防除指針」に基づき、防除効果を維持しつつ、低廉な農薬を組合せ、かつ、使用する農薬も統一した「超低コスト型防除暦」を策定するとともに、大量一括購入(大口割引)により農薬の購入価格の低減を目指す。

## 光熱動力費

### 免税軽油の利用

トラクター等の燃料である軽油には、軽油引取税(地方の道路整備のための目的税)がかかるが、道路の使用に関係しない農業用に利用される軽油については、軽油引取税(32,100円/k)が免除されるので、農業者が免税手続きを行い、免税軽油を利用する。

### 省エネの実施

農林水産省では、主要な農業機械について、燃料消費量を削減するために生産者が気をつけることをまとめた「省エネ利用マニュアル」を策定し、その普及に努めている。本マニュアルを参考に農業機械の燃費向上に努める。

#### (農業に使用する軽油引取税の免税措置の解説)

軽油引取税は、道路の改修等の費用に充てることを目的に、軽油に課される都道府県税である。道路を走行しない農業機械等について、免税証の交付などの手続きを受けた場合に限り免税軽油を利用することができる。

#### <対象となる農業用の軽油>

農業を営む者が使用する耕うん整地用機械、栽培管理用機械、収穫調製用機械及び畜産用機械の動力源に使用する軽油



#### <免税手続き>

あらかじめ都道府県知事に申請して「免税軽油使用者証」の交付を受ける。(「免税軽油使用者証」の有効期間は2年以内)  
免税軽油の数量、引取予定販売事業者名等を記載した申請書を都道府県知事に提出し「免税証」の交付を受ける。  
軽油販売業者に「免税証」を提出し、免税軽油を購入・使用する。  
「免税軽油使用者証」の交付を受けた者は、毎月末までに購入した数量等を報告する。



詳しくは、最寄りの都道府県税事務所に問い合わせ下さい。

## 農機具費

### 農業機械の稼働面積の確保

農業機械の馬力や能力等の選択に当たっては、経営規模に応じた適正なものを選択し、稼働面積をできるだけ確保することが重要である。

機械の能力を最大限活用した稼働面積を確保する観点から、個人では十分な面積を確保できないような機械については、地域で共同で導入するなど経営的な観点からの判断が必要である。

また、稼働面積が確保できない場合には、コントラクター（作業請負組織）や近隣の機械の所有者に作業を委託することが必要である。

### 安価な機械の導入

最近では担い手のニーズに応じて機能を絞った低価格農業機械も販売されており、こうした機種を購入に当たっては、装備内容を確認することも重要である。

### 中古品の活用等

農業機械は、他の資材と異なり、減価償却資産であり、長く使えるものであり、新たに購入する場合には新品に拘らず、程度の良い中古品を探すことが初期投資の低減につながる。なお、販売店とは長い付き合いにある場合が多いので、アフターサービスや整備の確かさも含めて購入先を決めることも重要である。

### 定期点検等の実施

点検を怠ったばかりに、突然農業機械が故障すれば、限られた作業日数の中で、経営的な損害は多大である。また、定期的な保守点検により農業機械の長期利用も可能となる。そのため、農繁期には定期点検を行うことが重要である。

また、農機具費では整備費等の割合も大きいことから、自ら整備技能を身につけることも農機具費低減のひとつの方策である。

### （中小企業等投資促進税制の解説）

農業用機械等を取得・リースした場合、特別償却または税額控除の特例を受けることができる。（平成20年3月31日まで）

#### <対象となる方>

青色申告を実施する農業者

#### <対象となる機械・装置等>

所得の場合160万円以上、リースの場合210万円以上の新品のものが対象となる。

トラクター、コンバイン、田植機など、新品で該当金額を上回る機械・装置であれば対象になる。



#### <特例措置の内容>

次のいずれかを選ぶことが可能。

通常の減価償却に加え、取得額の30%分の償却額を上乗せすること。

（メリットとしては、投資初年度の負担が大きく軽減。）

所得額の7%分の税額控除を受けること。

\* 控除額は事業所得に係る所得税額の20%が上限。上限を上回る場合には翌年度に繰り越すことが可能。

（メリットとしては、長期トータルの納税額が低減。）

## 賃借料及び料金

### 共同利用施設の稼働率の確保

カントリーエレベーター等の利用料金を引き下げるためには、施設の能力をフルに活用することが最も重要であり、担い手が施設を積極的に、かつ、主体となって利用していることが必要である。

現在、施設を核として担い手の育成を図るために、収穫作業の受委託のあっせんや担い手向けの利用料金の割引制度の導入や担い手所有の乾燥施設との分担を進めるなどの取組を行うところが増えてきている。また、担い手が施設の運営に参画し、稼働率の確保に向けた取組を強化することで、安価な利用料金の実現を図る。

### 適正の作業料金による作業受委託の推進

農作業に係る作業料金は、市町村や農業委員会、農協で標準的なものを定めている場合が多く、それらの料金を把握し、自らの作業委託料金と格差がある場合には作業受託者と相談する。

また、作業料金は農機具費と裏腹の関係があり、特に規模が小さく十分な稼働率が確保できない生産者は、農業機械を更新して自ら作業を行った方が有利か、作業を委託した方が有利かを十分検討することが必要である。

## 諸材料費

### 野菜等出荷箱の茶色箱化

野菜や果実の出荷に利用される段ボール箱の色を白・黒等カラーから段ボール原紙の色である茶色に切り替えることにより、箱代を5～7%削減することができる。

また、全農では原紙メーカーと共同して青果物用低コスト原紙の開発に取り組んでおり、この低コスト原紙を段ボール箱に利用することによって1～5%程度のコスト低減が可能である。

カラー箱を使って、他の産地との差別化を図ると言っても、消費者が箱買いするものはほんの一部であり、市場等の関係業者も、「箱の見た目ではなく、中身で勝負」との認識も多い。

産地の部会等で、カラー箱を使用している産地については、流通関係の反応なども見つつ、茶色箱化を行い、段ボール価格を引き下げることを検討する必要がある。

### 事例3：茶色箱化によるコスト低減

B県連は、平成7年から全国に先駆けて、茶色箱化に向け、市場関係者のアンケート調査等を実施。「箱の強度が保たれれば、箱の色はなんでも良い」といった市場関係者の意見や「販売戦略上、一部の高級品では茶色箱化は無理だ。」「他産地との競争上不利にならないか。」とのJA・部会の意見が寄せられる中で、10回以上の輸送試験を繰り返し、関係者の説得を続け、平成8年1月から花やみかんを除く野菜・果実全般について茶色箱化を進めることを決定。

平成8年度には県連の茶色箱化率の向上(7年:24% 8年:58%)により約70百万円のコスト削減を実現し、その後も茶色箱化を進め、17年度の茶色箱化率は71%に達した。